

磐監第18号

令和5年5月10日

磐田市議会議長 寺 田 幹 根 様

磐田市監査委員 中 野 純

同 東 功 一

同 鈴 木 喜 文

定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和5年度

定期監査結果報告書
(第1回)

磐田市監査委員

定期監査結果報告

1. 監査の対象、期間及び監査日

対象		監査日
部課名	期間	
自治市民部	地域づくり応援課	令和4年4月から 令和4年11月まで 令和5年1月31日
	スポーツ振興課	令和4年4月から 令和4年11月まで 令和5年1月31日
	文化振興課	令和4年4月から 令和4年11月まで 令和5年1月31日
環境水道部	ごみ対策課	令和4年4月から 令和4年12月まで 令和5年3月10日
	環境課	令和4年4月から 令和4年12月まで 令和5年3月10日
消防本部		令和4年4月から 令和5年2月まで 令和5年4月26日
危機管理課		令和4年4月から 令和5年2月まで 令和5年4月26日
議会事務局		令和4年4月から 令和5年2月まで 令和5年4月26日

2. 監査の方法

磐田市監査基準に基づき実施した。提出された監査資料、関係帳票及び証ひょう書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務執行が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

3. 監査の結果

監査した事務は、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。その監査結果の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

【自治市民部 地域づくり応援課】

指摘事項

取り壊した駐輪場について、以前の定期監査にて建物台帳から削除するよう指導したが、今回の定期監査時においても未処理となっている。また、御厨駅周辺の複数の自転車駐車場等については、前年度までに整備したものであるが、建物台帳を作成していない。

財産の異動があった場合は、公有財産台帳へ速やかに反映するとともに、財産に関する調書に正しく記載されたい。

所見（要望事項）

私用車の公務使用については、予め私用車出張使用届を出張命令権者へ提出し承認した場合に認められ、届出事項の変更についても届出のうえ承認することとされているが、一部において、承認のないまま私用車を公務使用しているものが見受けられた。私用車を公務で使用する全ての職員について、改めて承認のための事務処理が適正であるか確認するとともに、今後は隨時必要な手続きをされたい。

【自治市民部 スポーツ振興課】

指摘事項

現金管理において、現金を領収した時はつり銭資金整理簿へ記載し、担当者及び現金出納員による現金残高の確認を毎日行うとともに、速やかに金融機関へ払い込むこととされている。親子ふれあい体育教室参加料について、領収した現金を課内の金庫に保管し、整理簿への記載及び毎日の残高確認のないまま約2週間後に金融機関へ払い込んでいるので、改めて財務諸規程の基本事項を確認し、今後は厳正に管理されたい。

所見（要望事項）

特になし

【自治市民部 文化振興課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【環境水道部 ごみ対策課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【環境水道部 環境課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【消防本部】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【危機管理課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【議会事務局】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし